

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和5年3月1日

厚生労働省所管国有財産部局長
国立駿河療養所長

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水等自動販売機の設置業務
- (2) 業務内容 清涼飲料水自動販売機の設置・運営業務
- (3) 募集台数 自動販売機（缶・ペットボトル等密閉容器飲料）3台
- (4) 設置期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 設置場所及び設置台数

国立駿河療養所 静岡県御殿場市神山1915

事務本館南口横	敷地	1 m ²	1台
治療棟3階玄関横	敷地	1 m ²	1台
橋2寮前	敷地	1 m ²	1台

3 国有財産の使用許可

業務を行う者は、国立駿河療養所長に対し使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、設置する自動販売機等の使用面積に応じた使用料を支払わなければならない。

4 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 次の事項に該当する者は、公募に参加できない。
 - ・添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ・経営の状態又は信用度が極度に悪化している者
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この公募の応募申込書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民保健 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律津第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 公募要領等の交付

- (1) 交付期間 令和5年3月2日（木）～令和5年3月14日（火）
(土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 交付場所 〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915
国立駿河療養所 会計班施設管理担当 長田
電話 0550-87-1711

6 公募申請書、提案書及び誓約書の提出

- (1) 提出期限 令和5年3月15日（水）午後3時まで
- (2) 提出場所 上記5.(2)と同じ

7 選定方法

公募要領に基づき提出された企画提案書を評価委員会が評価し選定する。

8 その他

詳細は、公募に関する募集要領による。